

新一年生「入会児童室」利用までの流れ(概要版)

守口市役所 子育て支援政策課へ

もりぐち児童クラブ「入会児童室」利用申請書及び添付書類※を提出する。

添付書類

- ・各保護者分の就労証明書等(入会審査に係る書類)
- ・口座振替依頼書の控えのコピー *申請時まで指定の金融機関にて手続きが必要です。

申請期間:令和5年12月1日(金)から令和6年1月11日(木)まで

※申請期間を過ぎた場合は、審査及び選考を行わないため、原則利用できません。



守口市から入会決定のお知らせが送付される【令和6年2月上旬】



各入会児童室にて面談を行う【令和6年2月17日(土)】

*新入生の面談を、各入会児童室にて一斉に行います。詳細は入会決定のお知らせに同封いたします。

【問い合わせ先】

クラブ名	電話番号	クラブ名	電話番号
守口	090-2974-4789	八雲東	6909-3252
庭窪	6901-2373	佐太	6902-1172
八雲	6991-2491	下島	6993-0216
錦	6998-3668	よつば	6901-5753
金田	6901-7667	さつき	6991-0468
梶	6902-8307	さくら	6992-6553
藤田	6903-2329	寺方南	6991-0643

※下島小学校については、R6年度より八雲小学校と合併予定ですが、面談等については下島小学校で予定しています。



令和6年4月1日より利用開始